

平成 24 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	財団法人グリーンふるさと振興機構
所管課	企画部地域計画課
県出資額	615,926 千円 (H25. 4. 1 現在)
県出資比率	68. 4% (H25. 4. 1 現在)

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>○ 当専門委員会が、平成 16 年度に法人の在り方について、「解散を含め抜本的な見直しを行う必要がある。」と提言してから、既に 8 年が経過している。</p> <p>この間、法人は、毎年度その基本財産を取り崩して運営を行っている。</p> <p>○ 県及び法人は、法人の解散を平成 27 年度末としているが、法人の正式な機関決定がなされていないことから、速やかに機関決定を行うことを求めるものである。</p> <p>あわせて、当専門委員会としては、責任を持って確実に平成 27 年度の解散を実施することを県に求めるものである。</p>	<p>○ 平成 27 年度末に機構を発展的に廃止することが圏域市町の総意である。</p> <p>機関決定の時期については、構成市町と協議し、然るべき時期に判断し、その手続をとるよう指導していく。</p>

平成 24 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	公益財団法人つくば文化振興財団 (旧 財団法人つくば都市振興財団)
所管課	企画部つくば・ひたちなか整備局 つくば地域振興課
県出資額	100,000 千円 (H25. 4. 1 現在)
県出資比率	16. 7% (H25. 4. 1 現在)

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>1 法人の運営は、つくば市の人的・財政的支援及び指導・監督の下で行われており、また、法人が行う事業の利用者は、つくば市民が多いことから、法人に対する県関与の必要性は薄い。</p> <p>2 当専門委員会としては、財団法人に対して県出捐金相当額の県への寄付を求めることに対して、異論が存することは承知しているところであるが、法人が設立された当時と現在の社会経済状況の変化、また、便益を受ける地域、利用者等の状況及び県出捐金相当額の県への寄付に関する他県の事例に鑑みれば、一定の合理性を有していると考えている。</p> <p>したがって、県は、県出捐金相当額の県への寄付について、引き続き法人及びつくば市と協議を進め、理解と協力を得るよう努められたい。</p>	<p>○ これまでも、県出捐金相当額の県への寄付について、法人及びつくば市と協議を行ってきたが、未だ合意形成には至っていない。</p> <p>経営改善専門委員会の意見も踏まえながら、引き続き、法人及びつくば市の理解・協力が得られるよう、粘り強く協議を進めていく。</p>

平成 24 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	筑波都市整備株式会社
所管課	企画部つくば・ひたちなか整備局 つくば地域振興課
県出資額	364,041 千円 (H25.4.1 現在)
県出資比率	15.6% (H25.4.1 現在)

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>○ 法人は、昭和48年の設立以降、つくば市等における地域振興のための先導的な役割を担ってきたが、民間事業者による複数のショッピングセンターの進出等の現状に鑑みれば、その役割の多くは既に果たされたものと考えられ、県が継続して当法人に対して出資を維持する必然性は、極めて薄いといえる。</p> <p>したがって、県は、(独)都市再生機構と協議し、株式の譲渡など、県関与の縮減を図ることが必要である。</p>	<p>○ 当該法人の主たる出資者である(独)都市再生機構では、「関係会社の整理・合理化方針」に基づき、経営的な自立化等の条件が整った法人から順次株式売却協議を開始することとしている。</p> <p>こうした動向を踏まえながら、県としては、将来的な民営化(県保有株式の譲渡)も視野に、引き続き(独)都市再生機構等と協議・検討を進めていく。</p>

平成 24 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法 人 名	公益財団法人茨城県国際交流協会
所 管 課	生活環境部国際課
県出資額	300,000 千円 (H25.4.1 現在)
県出資比率	61.1% (H25.4.1 現在)

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県 の 対 応 方 針
<p>1 法人の組織基盤，財政的基盤の脆弱性改善のために，自主財源の確保に努め，自立的に公益目的事業を実施しうる体制を整える必要がある。</p> <p>2 上海事務所については，春秋航空の就航や県内企業の海外展開の支援などに一定の役割を果たしたところであるが，今後の在り方については，改めて検討すべきである。</p> <p>3 国際交流事業については，市町村や民間団体等との連携を図ること等により，法人としての役割を見直すべきである。</p>	<p>1 法人のあり方検討会の結果を踏まえて策定した収支計画（平成 30 年度に収支均衡）に基づき，財政基盤の安定化，組織基盤の改善を図っていく。</p> <p>2 国際環境の変化や経済情勢等を踏まえ，中長期的な視点で検討を行っていく。</p> <p>3 市町村及び民間団体等との連携の強化や先導的なモデル事業の実施などにより，本県全体の国際化施策を推進できるよう，法人の役割を見直していく。</p>

平成 24 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	財団法人いばらき腎バンク
所管課	保健福祉部薬務課
県出資額	281,288 千円 (H25.4.1 現在)
県出資比率	67.3% (H25.4.1 現在)

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>1 平成 22 年 7 月に臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）の一部改正が実施されたことを考慮すれば，法人が行う事業の必要性は認められるものである。</p> <p>2 しかしながら，常勤役員の不在など，組織が脆弱であり，自主財源も十分とは言い難い。</p> <p>法人は，その運営及び事業活動の充実を図るため，常勤役員の設置などの見直しを行うとともに，更なる自主財源を確保する必要がある。</p>	<p>○ 常勤役員を設置し，法人組織の強化を図るとともに，更なる自主財源の確保及び事業活動の充実を図るため，中期運営計画を策定し，常勤役員が責任をもって対応していく。</p>

平成 24 年度茨城県出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	茨城県土地開発公社
所管課	土木部都市局都市計画課
県出資額	30,000 千円 (H25. 4. 1 現在)
県出資比率	100% (H25. 4. 1 現在)

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>1 ひたちなか地区において、商業施設の集積が図られていることについては、一定の評価ができるものである。</p> <p>しかしながら、同地区内に事業用の定期借地権の設定によるものもあり、必ずしも保有土地の処分（売却）とはなっていない。</p> <p>定期借地権設定後も継続して管理が必要であること、また、定期借地期間終了後に再び土地処分の問題が浮上する可能性があることに留意されたい。</p> <p>2 法人は、保有土地について、県の土地販売推進本部と連携する等して全力で処分に取り組むべきである。</p> <p>3 県は、法人の存廃について、保有土地の処分状況や東関東自動車道水戸線の用地先行取得への対応状況等を十分に見極めつつ、本県における公共用地先行取得の将来見通し等について検証し、第6次行財政改革大綱の期間中に結論を出すべきである。</p>	<p>1 ひたちなか地区の保有土地については、引き続き売却処分を基本として、早期処分に努めていく。</p> <p>2 法人の保有土地については、県土地販売推進本部等と連携して企業誘致活動を実施し、宅建業者等向け媒介制度や弾力的な区画の設定等の手法を活用しながら、処分に取り組んできたところであり、今後も引き続き県と法人が一体となって全力で処分に取り組んでいく。</p> <p>3 現在、法人は、国及び県からの要請を受け、東関東自動車道水戸線（潮来 IC～(仮)銚田 IC 区間）や国・県道、街路等の用地先行取得を積極的に進めているところである。また、東日本高速道路株式会社からも東関東自動車道水戸線（(仮)銚田 IC～茨城空港北 IC 区間）の用地取得について協力要請を受け、その対応を検討しているところである。さらに、今後は、国策である国土強靱化等を踏まえた本県の社会インフラ整備に伴い、事業用地を迅速かつ緊急に確保していく必要があることから、その対応について法人がいかに関与していくべきか検討していく。</p>

平成 24 年度 出資団体等経営改善専門委員会の意見に対する県の対応方針

法人名	公益財団法人茨城県教育財団
所管課	教育庁総務課
県出資額	10,000 千円 (H25. 4. 1 現在)
県出資比率	100% (H25. 4. 1 現在)

出資団体等経営改善専門委員会の意見	県の対応方針
<p>1 歴史館の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業について、県が運営主体となることの可否については、県は平成26年度までに結論を出すべきである。</p> <p>2 上述の事業等を含め、法人が担う事業、事業を行うに当たっての県派遣職員の役割等について、その将来像が不明確である。 県及び法人は、改めてその存廃を含め、明瞭な将来像を、同じく平成 26 年度までに検討すべきである。</p>	<p>1 歴史館の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業については、以下の事項等を勘案しながら、平成 26 年度を目途に運営主体をどうするかなど、そのあり方について検討する。</p> <p>① 歴史館 (設置当初より、教育財団が管理運営を行ってきた施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公文書管理法の趣旨を踏まえた歴史公文書の取扱いとその管理体制 ・ 行財政改革の中での職員定数への影響 <p>② 埋蔵文化財発掘調査事業 (県との協定に基づき、教育財団が一手に担ってきた事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国直轄事業の調査員に係る原因者費用負担の問題 ・ 近年、運営主体を変更した他県の状況 ・ 教育財団が設置している埋蔵文化財整理センターの取扱い ・ 行財政改革の中での職員定数への影響 <p>2 法人の将来像については、基幹事業である上述事業の運営主体の検討結果等を踏まえながら、平成 26 年度を目途に法人の根本的なあり方について検討する。</p>